

伊勢崎市記者会見資料

平成29年度 伊勢崎市婚活支援事業補助金について

～婚活支援事業を行う団体を募集します～

企画部企画調整課

本市では、少子化の要因の1つである未婚化及び晩婚化に対する取組として、独身の男女が本市で出会い、結婚し、生活の基盤を築くことを促進するため、結婚を前提とした健全な出会いの場を提供する事業（婚活支援事業）に対して、伊勢崎市婚活支援事業補助金を交付します。

つきましては、下記のとおり婚活支援事業を行う団体を募集します。

記

1 補助対象事業

以下の全ての条件を満たす事業

- ・市内の地域資源を活用し、主に市内で実施するもの
- ・20歳以上の独身の男女を対象として公募し、おおむね男女各10人以上の参加を見込むもの
- ・参加者から参加費を徴収するもの
- ・公序良俗に反し、または社会通念上不相当であると認められる内容を含まないもの
- ・補助金交付決定時において事業に着手していないもの
- ・ほかの制度による委託または助成などを受けていないもの
- ・政治、宗教または営利を目的としていないもの

《事業で活用する地域資源の例》

- ・文化財、観光資源、公共施設等（名所旧跡、歴史的資産、自然など）
- ・地元産業等（農作物等の育成や収穫、地元産品による料理体験など）
- ・スポーツ等（サイクリング、ウォーキング、各種スポーツ観戦など）
- ・その他参加者が本市の魅力を感じることができるもの

2 募集团体

以下の全ての条件を満たす団体

- ・市内に在住または在勤・在学の3人以上で構成されている
- ・国または地方公共団体が事務局に参加していない

- ・市内に事務所があり、主に市内で活動している
- ・組織や運営に関する規約等に基づいて活動している
- ・特定の政党の利益につながる事業や特定の宗教を布教または支持する事業を行わない

3 補助対象経費 婚活支援事業の実施に要す経費（会場使用料やチラシの作成代など）とし、以下の経費を除く

※参加者の飲食に係る経費は3分の1を限度とします。

- ・事業者の経常的な経費
- ・事業の実施に係る会議等における飲食費
- ・参加者の交通費、宿泊費、記念品代及び手土産代
- ・備品購入費

4 補助金額 補助対象経費から参加費を控除した額で、1事業につき10万円を限度とする

※同一年度における1団体当たりの限度額は20万円です。

※補助金の総額は50万円です。

5 募集期間 平成29年4月3日（月）～5月31日（水）

6 応募方法 5月31日（水）までに、所定の企画提案書を作成し、企画調整課に提出

※土・日・祝日は除きます。

※企画提案書の様式や補助金交付についての資料は企画調整課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

7 その他 補助金交付までの手続きの流れ

①事業実施団体募集→②審査会による審査→③決定→④補助金交付申請(団体)
→⑤事業の実施(団体)→⑥実績報告(団体)→⑦補助金交付